

入札契約適正化法についての 受注者側からみた取り組みと課題

(社)全国建設業協会技術顧問 ふくなり こうぞう
福成 孝三

1. はじめに

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」）が施行されてから約1年を迎えるにあたり、全国建設業協会土木委員会では、現場での施行実態を踏まえ、入札契約適正化法の適切な運用と施工体制の適正化を図る上での課題や問題点を整理するためアンケート調査を実施した。このアンケートは、平成14年1月下旬から3月上旬にかけて、全国47都道府県の建設業協会に所属している524社の建設業者を対象として行った（表1）。このアンケート調査の結果をもとに、受注者側からみた取り組みと課題について述べる。

2. 施工実態について

(1) 直営施工について

完工高100億円未満では70%以上が「直営施工の部分を持っている」のに対して、完工高100億円以上になると50%以上が「直営施工の部分が全

くないかほとんどない」としている（表2）。また「直営施工の部分を持っている」ところの75%が、「直営部分を増やしたいか、あるいは現状のまま維持したい」と考えており、「減らしたい」としているところは13%に留まる。直営施工の内容は、準備工、仮設工、土工（小工事）が多いが、完工高100億円以上になると、舗装工、地盤改良工、海上工事などの特定工種の割合が多くなる。

(2) 施工体制について

約60%が下請けの階層に制限的な基準や目安を設けており、その内の90%が二次下請け位までに制限している。

(3) 監理技術者について

監理技術者は施工計画、施工管理、安全管理、品質管理など工事内容全体について把握していることが重要である。しかし、約半数が「監理技術者が時々不足することがあり」、その場合、おおよそ80%以上が、管理、営業部門など社内の有資格者を活用することによって対応している。

(4) 建設機械等の調達方法について

鉄筋工や型枠大工などの技能工はほとんどが工事として外注しているのに対して、資材はほとんどが自社で調達している。また、建設機械とそのオペレーターについては、完工高20億円未満のと

表 1 完成工事高別の回収企業数

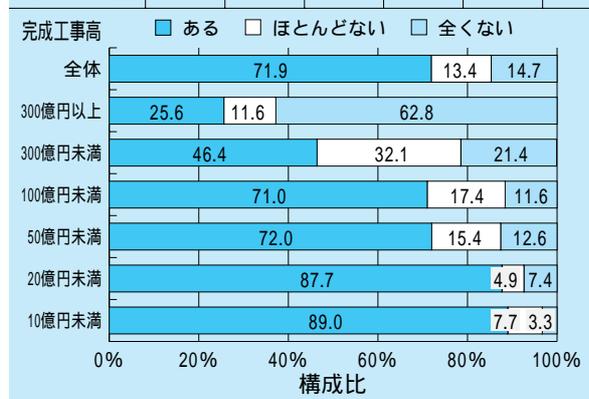
(単位：社・%)

完工高	10億円未満	10億円以上 20億円未満	20億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 300億円未満	300億円以上	全体
回収企業数	91	122	143	69	56	43	524
構成比	17.4	23.3	27.3	13.2	10.7	8.2	100

表 2 元請け工事における自社の直営施工の有無

(単位：社・%)

直営施工	完工高	10億円未満		20億円未満		50億円未満		100億円未満		300億円未満		300億円以上		全 体	
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
あ	る	81	89.0	107	87.7	103	72.0	49	71.0	26	46.4	11	25.6	377	71.9
ほ	とんどない	7	7.7	6	4.9	22	15.4	12	17.4	18	32.1	5	11.6	70	13.4
全	く ない	3	3.3	9	7.4	18	12.6	8	11.6	12	21.4	27	62.8	77	14.7
合	計	91	100.0	122	100.0	143	100.0	69	100.0	56	100.0	43	100.0	524	100.0



ここでは自社の職員（機械）を使い、完工高20億円以上のところでは工事として外注する場合が多い。

3. 施工体制の点検

(1) 一括下請負に関する点検について

国、都道府県、公団の発注する工事では、「おおむねすべての工事」が一括下請負に関する点検要領に基づく点検の対象となっている。一方で、都道府県、市区町村発注工事では「一括下請負の疑義のある工事」や「監督員などの指示により抽出した工事」が点検の対象となっている、としたところが30%前後みられた（表 3）。

ところで、市区町村の発注する工事では、「おおむねすべての工事が点検の対象となっている」としたところは約35%に留まる。一方、約25%が「ほとんどが点検の対象となっておらず」、これに

「要領など定められていないようだ」と回答したものをあわせると、市区町村発注工事の約40%は統一した要領等に基づいた点検がなされていないと言える。すなわち、国、都道府県、公団の発注する工事ではおおむね統一的な点検がなされていると言えるが、市区町村発注工事では「点検をしているところ」と「していないところ」に二分される。

また、国、都道府県、公団発注工事では、その90%以上が「施工体制台帳あるいはそれに加えて施工体制の把握表などを用いて点検がなされている」。しかし、市区町村発注工事では、「提出資料なし」あるいは「その他の資料による点検」も約25%見受けられる。今後すべての発注機関を通して、統一的な考え方に基づいた点検がなされるようその徹底を図る必要がある（表 4）。

また、国、公団、都道府県発注工事に関しては、その約60%が「(多いか少ないかは別にして)点検に負担を感じている」が、「その負担が大である」としたところは10%~15%程度と比較的少ない。点検に対する負担の程度としては妥当なところだろう。しかし、市区町村発注工事に関してみれば、「あまり負担を感じていない」ところが半数以上あり、言い換えれば、国や都道府県発注工事に比べて負担を感じるほどの点検がなされている割合が小さいとも言える。

(2) 一括下請負となる工事とは

表 3 一括下請負に関する点検の対象工事

(単位：社・%)

発注者	1. おおむねすべての工事		2. 一括下請負の疑義のある工事		3. 監督員などの指示により抽出した工事		4. ほとんどない		5. 要領など定められていないようである		全 体	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
国	361	71.9	37	7.4	23	4.6	3	0.6	78	15.5	502	100.0
公団事業団	216	65.5	48	14.5	27	8.2	20	6.1	19	5.8	330	100.0
都道府県	288	56.4	81	15.9	88	17.2	42	8.2	12	2.3	511	100.0
市区町村	179	35.3	69	13.6	67	13.2	121	23.9	71	14.0	507	100.0

表 4 一括下請負の点検に伴う負担の程度

(単位：社・%)

発注者	1 負担は大である		2 やや負担である		3 あまり負担を感じない		合 計	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
国	66	15.2	219	50.3	150	34.5	435	100.0
公団事業団	33	10.3	163	50.8	125	38.9	321	100.0
都道府県	48	9.5	251	49.8	205	40.7	504	100.0
市区町村	34	6.8	191	38.1	276	55.1	501	100.0

一括下請負の判断基準である「工事の主たる部分」「実質関与」とは、全体の70%以上がわかり難いとしているが、これらを一律の基準でもって定義付けることは難しそうだ。「工事の主たる部分」とは、工種の金額の多少だけで判断するべきではなく、特殊工事、専門工事、工事の難易度など工事の内容による場合も多い。特に「地盤改良など専門工事業者が行うことが多い工種が主体の工事」などは一括下請負とみなされやすいが、元請けとしてきちんと実質関与し総合管理をしておれば、「適正化法」の主旨に適っているのではないだろうか。

また、これまでに「一括下請負の懸念がある」と指摘されたことのある工事とその時の対応について問うたところ、元請けとして実質関与していたが、一次下請け1社に請負金額の50%を越えて発注していたので一括下請負の疑いを持たれ、一次下請けを2社にして発注し直したり、材料を下請けに支給するように変更して対応した例などが報告された。

(3) 施工体制に関する発注者の把握状況について

国、公団、都道府県発注工事に関しては、その約90%が「発注者は施工体制を完全にあるいはほぼ把握している」が、「完全に把握している」としたところは、国発注工事で45%、都道府県発注工事で15%であった。一方、市区町村発注工事に関しては、約40%が「全くかあるいはあまり把握していない」。

(4) 二次下請け金額について

施工体制台帳に二次以下の下請け契約の請負金額を記入することについては、「発注者が民衆契約に介入すべきではない」「単価、歩掛などへの影響が懸念される」ため、全体の約80%が反対し

ている。また、点検にあたって、国発注工事の約40%、都道府県発注工事の約30%が、「二次以下の契約金額の他にその内訳まで提出を求められたことがある」としている。

4. 今後の施工体制

全体の約半数が「元請けは総合管理及び一部の施工を行うが、施工の多くは専門工事業者など下請け業者が行うことを目指す」としている。一方、完工高が20～100億円のところでは、「元請けは総合管理を行うとともに、特殊工事以外は自ら施工する」としたところと「元請けは総合管理を行い、施工は専門業者など下請けが行う」としたところがほぼ同数である。しかし、完工高が20億円未満のところでは、前者が43%と多く後者は10%以下に留まる。反対に、完工高が100億円以上のところでは、前者が6%に留まるのに対して後者は37%と多い。

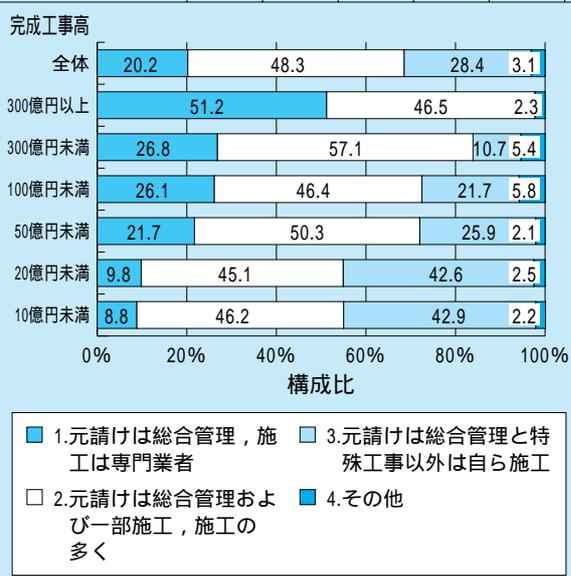
また、不良・不適格業者の排除のために効果的だと思われる対策について聞いたところ、①「入札契約適正化法」を市町村も含めて周知徹底し適正に機能させること。②発注者と元請け業者の双方が、現場で施工業者の実態をよく確認し評価すること。③技術者が適正に配置され主体的な役割を果たしていることを確認すること。④発注段階で、施工能力(量)に見合った技術者数を有しているかチェックすること。⑤書類審査、発注金額だけでなく、管理能力、施工能力、施工実績、技術提案、社会貢献度などの実質活動面も考えて発注すること、などが必要であるとの指摘があった。

「入札契約適正化法」の運用にあたっての問題

表 5 今後目指す施工体制

(単位:社・%)

完工高 施工体制	10億円未満		20億円未満		50億円未満		100億円未満		300億円未満		300億円以上		全 体	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1.元請けは総合管理、施工は専門業者	8	8.8	12	9.8	31	21.7	18	26.1	15	26.8	22	51.2	106	20.2
2.元請けは総合管理および一部施工、施工の多くは専門業者	42	46.2	55	45.1	72	50.3	32	46.4	32	57.1	20	46.5	253	48.3
3.元請けは総合管理と特殊工事以外は自ら施工	39	42.9	52	42.6	37	25.9	15	21.7	6	10.7	0	0.0	149	28.4
4.その他	2	2.2	3	2.5	3	2.1	4	5.8	3	5.4	1	2.3	16	3.1
合 計	91	100.0	122	100.0	143	100.0	69	100.0	56	100.0	43	100.0	524	100.0



点等については、①「不良不適格業者の排除」のもと、適正化法の解釈により真面目に努力している業者が不当に排除されるのではないかと、その不安がある。②大手ゼネコンと地元中小業者の企業環境の違いに配慮すべきだ。③一括下請負などの明確な(客観的な)判断基準が必要である。④「適正化法」の運用・解釈が発注者や担当者によって変わらないよう統一すべきだ。⑤一括下請負の判断基準は、工事の外注金額(量)を第一にしているが、元請けの「実質関与」の有無を第一の判断基準にするべきだ、などの意見があった。

5. 今後の課題

今回のアンケート調査の結果から、次のような課題があげられるが、受注者としても、この「入札契約適正化法」の主旨をより適切にとらえ実効性のあるものとなるよう取り組んでいきたい。

- ① 「入札契約適正化法」の主旨を特に市区町村にまで周知徹底するとともに、その発注する工事について、点検要領に基づいた適切かつ統一的な点検がなされるための方策について検討する必要がある。
- ② 「一括下請負」の判断基準を、例えば受注金額(量)などによって一律に定義することは難しい。具体の事例などに基づいたQ&A等によって「一括下請負」や「実質関与」の内容を明確にする必要がある。
- ③ 施工体制台帳に二次以下の下請け契約の請負金額を記入することの必要性について検討する必要がある。
- ④ 状況によって監理技術者が不足することがあるが、実態に即した適切かつ効率的な施工体制を確保するためにも、技術者の専任制などそのあり方について検討する必要がある。
- ⑤ 一括下請負とみなされやすい「専門工事業者の行うことが多い工種が主体の工事」などの、適切な発注と施工体制のあり方について検討する必要がある。
- ⑥ 地元中堅業者にとっての今後の直営施工のあり方について整理する必要がある。